

新型コロナウイルス感染防止のための職員の行動指針

令和4年6月22日改正
埼玉県済生会鴻巣医療福祉センター

<目的>

新型コロナウイルス感染症への対策として、患者様や利用者様の生命を守る立場であるという自覚のもと、職員として取るべき行動について定めるものとする。

1.出勤前の検温の徹底（職場）

- ・毎朝、出勤前に体温の計測と健康チェックの記録を行う。
- ・発熱など感染が疑われる症状がある場合は出勤を控えるとともに、所属長に連絡する。

2.マスクの着用等（職場）

- ・常時マスクを着用し、手洗い、うがい、手指消毒をこまめに実施する。
- ・適度に換気を行う。
- ・居場所の切り替わりに注意し、休憩室、更衣室、喫煙所等での感染防止対策を徹底する。

3.清掃・消毒の実施（職場）

ドアノブ、手すり、蛇口などのよく触れる場所について、拭き取り・消毒を行う。

4.活動の制限（職場外）

- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策（「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等）を徹底する。
- ・体調がすぐれない場合は、外出を控える。
- ・極力、業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用する。
- ・飲食は、なるべく長時間を避け、大声を出さない。
- ・会話をする際にはマスクの着用を徹底する。
- ・家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行う。

5.新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合

感染症の陽性者や濃厚接触者に該当した場合は、直ちに所属長に報告する。

6.国等から新たな行動指針が出た場合は、その指針に基づいて行動する。